

NetMeister Prime 利用条件
(NM03_Ver.20220401)

本利用条件は、基本規約における「回線サービス」に付帯するサービスとして、NEC ネクサソリューションズ株式会社（以下乙と呼ぶ）が提供する NetMeister Prime の利用条件を定義するものである。

甲は、基本規約、NetMeister 利用条件および本利用条件に全て同意し、従った上で NetMeister Prime を利用するものとする。

第1条 定義

本利用条件における用語の定義は、基本規約、NetMeister 利用条件に定めるほか以下の通りとする。

- (1)「甲」とは、本利用条件を承諾して個別サービスを利用する法人をいう。
- (2)「NetMeister Prime」とは、NEC プラットフォームズ株式会社の NetMeister 上で利用できる有償の拡張機能サービスをいう。
- (3)「基本規約」とは、「Clovernet マネージド VPN サービス利用規約」をいう。
- (4)「NetMeister 利用条件」とは、「Clovernet マネージド VPN サービス利用規約に付帯する NetMeister 利用条件」をいう。
- (5)「グループ」とは、NetMeister Prime にて装置管理を行う環境をいう。乙は甲が NetMeister Prime を利用するにあたり、1つのグループを提供する。1法人につき1グループに限る。
- (6)「管理対象装置」とは、NetMeister Prime による装置管理の対象となるサービス対象機器その他甲の指定する機器をいう。管理対象装置数は、ライセンス適用装置数の範囲でなければならない。
- (7)「ライセンス」とは、乙が発行する NetMeister Prime を利用する為の権利をいう。甲は適するライセンスを別表1の NetMeister Prime のサービスメニューから選択しなければならない。ライセンスは、乙の承諾を得た場合を除き、甲以外の第三者が利用できない。
- (8)「ライセンス適用装置数」とは、それぞれのライセンスで適用可能な管理対象装置の台数をいう。

第2条 本利用条件の適用

本利用条件は、甲の NetMeister Prime の利用における条件を定め、NetMeister Prime の利用に関する個々の契約（以下、個別契約という。）適用される。甲は、NetMeister Prime を利用するにあたり、本利用条件の全ての記載内容について同意する。

- 2.前項に定めるほか、NetMeister Prime には、基本規約における本サービスに関する定め、及び NetMeister 利用条件を適用する。
- 3.本利用条件、及び NetMeister 利用条件の定めが異なる場合には、本利用条件が優先的に適用され、本利用条件に特に定めのない事項は基本規約、及び NetMeister 利用条件が適用される。
- 4.NetMeister Prime に関して NEC プラットフォームズ株式会社が Web 上に掲載する「NetMeister Prime」利用規約、及び諸注意等（以下、併せて「諸注意等」と呼ぶ）が存在する場合は、諸注意等は本利用条件の一部を構成する。本利用条件と諸注意等の内容が異なる場合には、本利用条件が優先的に適用される。
- 5.乙は NetMeister Prime を有償で提供し、NetMeister Prime の利用料金は、個別契約で定める。
- 6.乙は、予め甲に通知（乙所定の Web サイトに掲載する方法を含み、以下同様とする）ことにより、本利用条件を変更することができる。但し、緊急止むを得ない場合に限り、乙は甲に通知することなく本利用条件を変更することができる。係る変更が為された場合、NetMeister Prime の提供条件は変更後の本利用条件による。

第3条 サービスの開始

乙が指定する書面その他の方法で甲が乙へ送付し、乙が承諾の意思表示をおこなうことにより個別契約が成立する。乙は個別契約に定める条件で甲に NetMeister Prime を使用する為のライセンスを提供し、NetMeister Prime の機能を有効化する。

2. 甲がライセンス適用装置数の変更を希望する場合、乙が指定する書面を乙へ送付する。
3. 乙は甲による NetMeister Prime の利用が可能となる時期を書面その他の方法で甲に通知する。

第4条 サービスの利用期間

NetMeister Prime のサービス開始日は、前項第3項の通知に記載されたサービス開始日とする。ただし個別契約において特に定めた場合はこの限りではない。

2. 甲が本サービスを利用する期間(以下、サービス利用期間という)及びサービス利用期間のうち甲が途中解約することができない期間(以下、最低利用期間という)は、個別契約において特に定めのない限りサービス開始日から1年間とする。
3. 個別契約のサービス利用期間満了日の1か月前までに甲乙いずれか一方より相手方に対して書面による何らの通知が為されない場合、当該個別契約のサービス利用期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後サービス利用期間満了毎にこの例による。
4. 甲が NetMeister Prime の提供を受けることができる時間は、24時間365日とする。

第5条 サービスの変更

乙が指定する書面を甲が乙へ送付し、乙が承諾の意思表示をおこなうことにより個別契約を変更することができる。

2. 個別契約の契約期間の途中でサービスメニューの変更を行った場合、契約期間は特に定めのない限り変更されない。
3. グループのライセンス適用装置数が、ライセンスの最大管理対象装置数以上となった場合、乙は甲へサービスメニューの変更を求める。甲はかかる乙の要求後30日以内にサービスの変更を申込まなければならない。

第6条 提供停止

以下の場合、個別契約は(第2項および第3号については、乙が解約することにより)終了し、乙は NetMeister Prime の提供を全て停止する。

- (1) 第4条のサービス利用期間満了後
- (2) 甲が第5条3項の規定に反した時
- (3) その他乙が不正な状況を確認した場合、及び乙による催告によって30日以内に是正しない場合

第7条 甲の責任

NetMeister Prime に関する乙の損害賠償額の総額は、請求原因の如何に関わらず、NetMeister Prime に関わる個別契約に定める1か月分の利用料金相当額を上限とする。また、1年間における乙の損害賠償額の累計は、いかなる理由による場合でも、当該個別契約において乙が甲から受領した利用料金の年額相当額を超えない。

2. 甲による NetMeister Prime の利用停止もしくは終了またはその他いかなる理由においても、甲が乙に支払った代金は返金しないものとする。

以上

<別紙 1>NetMeister Prime のサービスメニュー

ライセンス	ライセンス適用装置数
NetMeister Prime ライセンス(10 台未満)	10 台未満
NetMeister Prime ライセンス(30 台未満)	10-29 台
NetMeister Prime ライセンス(50 台未満)	30-49 台
NetMeister Prime ライセンス(100 台未満)	50-99 台
NetMeister Prime ライセンス(200 台未満)	100-199 台
NetMeister Prime ライセンス(300 台未満)	200-299 台
NetMeister Prime ライセンス(500 台未満)	300-499 台
NetMeister Prime ライセンス(1000 台未満)	500-999 台
NetMeister Prime ライセンス(1500 台未満)	1000-1499 台
NetMeister Prime ライセンス(2000 台未満)	1500-1999 台
NetMeister Prime ライセンス(2000 台以上)	2000 台以上